

松山市公営企業局建設発生土利用ガイドライン

1. 目的

建設工事で発生する土砂（以下、「建設発生土」という。）について、発注者は、自然環境や生活環境を保全していく上で、建設発生土の適正利用や処分場所を明確にすることが重要であり、松山市公営企業局においても建設発生土の工事間流用の促進や適正利用を図るため、建設発生土の指定処分に取り組むものとし、建設発生土の取り扱いを以下のとおり定めるものとする。

2. 取扱い基本方針

（１）指定処分（※１）の徹底

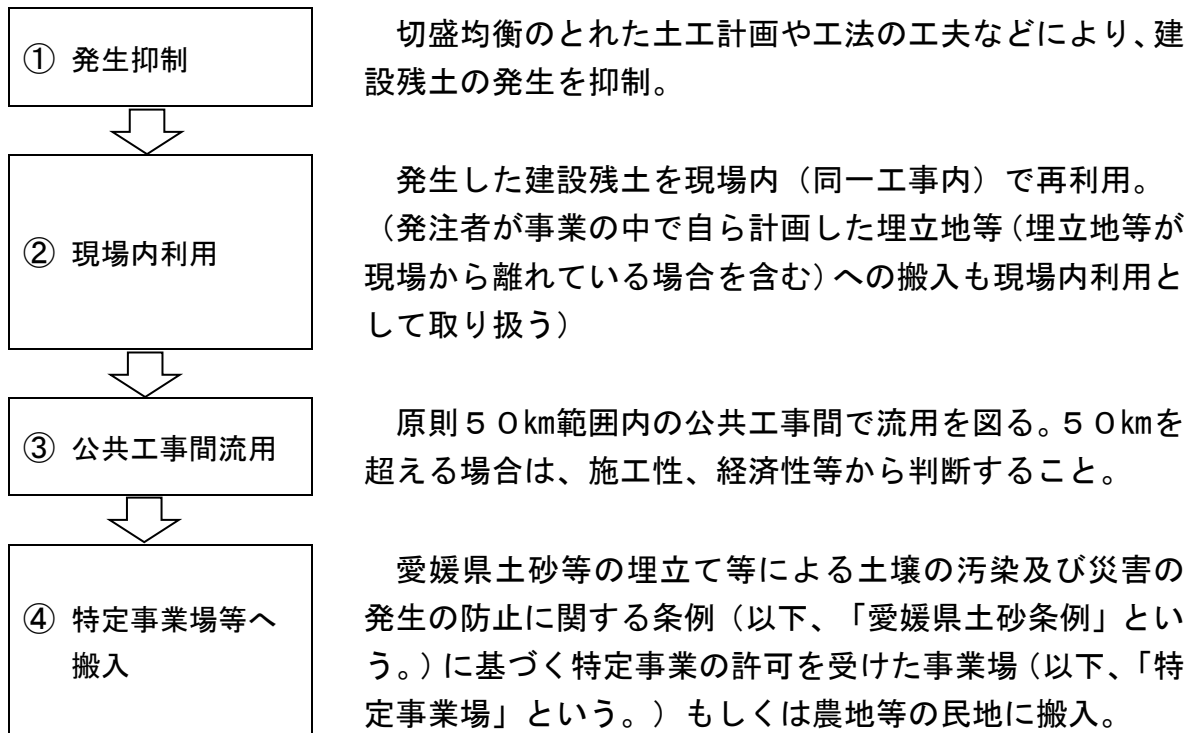
建設発生土は、設計段階からの発生の抑制と現場内利用に努め、残土が発生した場合は工事間流用により有効活用を図るものとする。工事間流用が困難な場合においても、適正な受入先を指定して処分するものとする。

※１：建設発生土の受入先を発注者が指定し、運搬費や試験費、処分費を計上して工事発注する建設発生土の処分方法をいう。

（２）建設発生土処理のフロー

建設発生土処理は、以下のフローによるものとする。

なお、選定にあたっては、各処分方法における工事コスト差は原則として考慮しないものとする。



(3) 新材（購入土）利用の抑制

土砂が不足する建設工事においては、経済性に関わらず、工事間流用及びストックヤードからの搬入を原則とし、新材（購入土）の利用を抑えるものとする。

(4) 良質土の有効利用

第1種から第2種の良質土については、利用方法を十分に検討し有効利用を図るものとする。

(5) 汚染土壌等

受注者は、汚染土壌が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、現場を保全し、監督員との協議により、土壌汚染対策法の規定を遵守し適正に処分するものとする。

(6) 特記仕様書

受注者は、「松山市公営企業局建設発生土の指定処分に関する特記仕様書」に基づいて適正な指定処分を行うものとする。

3. 適正処理の徹底

(1) 公共工事間流用の場合

受注者は、建設発生土を「特記仕様書（条件明示書）」及び「建設発生土に関する特記仕様書（副産物1－2）」に明示された受入先に搬入するものとする。

また、受入側工事の受注者は、「特記仕様書（条件明示書）」及び「建設発生土に関する特記仕様書（副産物1－1）」に明示された発生工事から建設発生土を受入するものとする。

① 搬入時期の調整

受注者は、受入側工事の受注者と建設発生土の搬入時期について協議するものとする。協議の結果、搬入時期の調整がつかない場合は、監督員と協議により受入先の変更等を行うものとする。

② 土質の確認

受注者は、建設発生土の搬入前に、建設発生土が受入先の受け入れ条件に適合しているかを特記仕様書に記載の試験等により確認し、その結果を監督員に報告するものとする。

③ 搬入数量の管理

受注者は、建設発生土の搬入数量を、「建設発生土搬入調書（副産物2）」及び写真により適正に管理するものとする。

写真の撮影は受入先で行うのもとし、搬入した車両がわかるよう撮影するものとする。

④ 受入先の変更

土質条件の不適合等により、工事間流用が出来ない場合は、発注者と受注者との協議により建設発生土の受入先を変更するものとする。

⑤ 提出書類

受注者は、建設発生土の搬入が完了した際に、以下のものを監督員に提出するものとする。ただし、搬入途中であっても監督員が提出を求めた場合は、これに応じるものとする。

- 1) 建設発生土搬入調書（副産物2）
- 2) 建設発生土の搬入状況写真

（2）受入先が特定事業場の場合

受注者は、建設発生土を「特記仕様書（条件明示書）」及び「建設発生土に関する特記仕様書（副産物1－3）」に明示された特定事業場に搬入するものとする。

① 土質の確認

受注者は、建設発生土の搬入前に、建設発生土が特定事業場の受け入れ条件に適合しているかを「愛媛県土砂条例に基づく土壌試験（別表1）」の試験により確認し、その結果を監督員に報告するものとする。

② 搬入数量の管理

受注者は、建設発生土の搬入数量を、特定事業場へ提出した書類の写し（参考1～3）、「建設発生土搬入調書（副産物2）」及び搬入状況の写真により適正に管理するものとする。

③ 受入先の変更（特定事業場の変更）

受注者は、指定された特定事業場以外の特定事業場等に搬入する場合は、監督員と事前に協議するものとし、設計変更の対象としない。

④ 受入先の変更（特定事業場以外へ搬入）

受注者は、指定された特定事業場以外の農地等の民地に搬入する場合は、発注者と受注者で協議により受入先を変更するものとする。

受注者は、変更する受入先について「農地等の民地へ搬入する場合の確認事項（副産物3）」に定める項目を確認し、受入先として適当である旨を監督員に報告するものとする。

⑤ 提出書類

受注者は、建設発生土を特定事業場に搬入する際に、「愛媛県土砂条例の申請の手引き」に規定されている以下の書類を特定事業場に提出するものとする。

- 1) 「検査試料採取調書（様式第2号）」（参考1）
- 2) 「土砂等採取場所証明書（様式第7号）」（参考2）
- 3) 「土砂等搬入届（様式第6号）」（参考3）
- 4) 「土壌調査結果」

また、受注者は、上記の写しと併せて以下を監督員に提出するものとする。

- 5) 建設発生土搬入調書（副産物2）

- 6) 建設発生土の搬入状況写真
- 7) 「土砂等を採取した地点の位置図」
- 8) 「土砂等の採取状況写真」

(3) 受入先が農地等の民地の場合

受注者は、建設発生土を「特記仕様書（条件明示書）」及び「建設発生土に関する特記仕様書（副産物 1－4）」に明示された農地等に搬入するものとする。

①搬入時期の調整

受注者は、受入先の土地所有者と建設発生土の搬入時期について協議するものとする。協議の結果、搬入時期の調整がつかない場合は、監督員と協議により受入先の変更等を行うものとする。

②土質の確認

受注者は、建設発生土の搬入前に、建設発生土が受入先の受け入れ条件に適合しているかを特記仕様書に記載の試験等により確認し、その結果を監督員に報告するものとする。

③搬入数量の管理

受注者は、建設発生土の搬入数量を、「建設発生土搬入調書（副産物 2）」及び写真により適正に管理するものとする。

写真の撮影は受入先で行うのとし、搬入した車両がわかるよう撮影するものとする。

④受入先の変更

土質条件の不適合等により、農地等の民地へ搬入出来ない場合は、発注者と受注者との協議により建設発生土の受入先を変更するものとする。

⑤提出書類

受注者は、建設発生土の搬入が完了した際に、以下のものを監督員に提出するものとする。ただし、搬入途中であっても監督員が提出を求めた場合は、これに応じるものとする。

- 1) 建設発生土搬入調書（副産物 2）
- 2) 建設発生土の搬入状況写真

(4) 受入先の変更

建設発生土は指定された受入先に搬入するものとし、受入先の変更は原則行わないものとする。ただし、土質等の不適合や搬入時期の不一致等により受入先への搬入ができない場合は、監督員との協議により受入先を変更するものとする。

(5) 関係機関への届出・確認事項

①土地の形質変更届

発注者は、発生場所と受入場所の合計面積が 3,000㎡以上の場合は、「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」を松山市環境指導課（以下、「環境指導課」

という。)に期限までに提出するものとする。

発注者は、環境指導課から土壌汚染調査の指示があった場合は調査を行うものとし、土壌汚染が確認された場合は、環境指導課の指示に従うものとする。

発注者は、受注者に上記の手続きが完了したことを報告するものとし、受注者はその報告を受けた後に着手するものとする。

提出先：松山市環境指導課

提出書類：一定規模以上の土地の形質の変更届出書

提出部数：1部

提出期限：土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

添付書類

1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

※「掘削」と「盛土・その他」に色別に分け、地番を表示する。

2) 形質変更の実施についての土地所有者等の同意書（届出者が形質の変更をしようとする土地の所有者等でない場合）

※工事の請負契約書の写しでも可。

3) 土地の形質の変更に係る場所についての『地番、所有者、「掘削」「盛土・その他」の別、地目、面積』をまとめた一覧表

②農地原形変更届

発注者は、建設発生土を農地へ搬入する場合は、事前に農業委員会に農地原形変更届の提出事項に該当しているかを確認するものとし、これに該当する場合は、発注者は受入先の土地所有者(申請者)に報告するものとする。

発注者は、受注者に土地所有者(申請者)の手続きが完了したことを報告するものとし、受注者は、その報告を受けた後に農地へ搬入するものとする。

③「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」についての確認事項

発注者は、農地等の民地へ搬入する場合で、受入先の搬入した土が占める面積が3,000㎡を超える場合は、事前に愛媛県中予保健所環境保全課に連絡するものとする。

発注者は、受注者に上記の手続きが完了したことを報告するものとし、受注者はその報告を受けた後に着手するものとする。

(6) 適用範囲

このガイドラインは、平成29年4月1日以降に松山市公営企業局が工事請負契約書（松山市建設工事等に係る契約事務取扱要綱(平成20年要綱第34号)第26条第1項に準じる）により契約する工事について適用する。ただし、下水道に係る工事については、「松山市建設発生土利用ガイドライン」を準用する。

「副産物 1－ 1」

(建設発生土の受入：工事間流用)

建設発生土に関する特記仕様書

本工事に使用する土砂については、下記の工事からの建設発生土を利用するものとする。

発生側工事受注者の作成する「建設発生土搬入調書（副産物 2）」により搬入された土量を確認すること。

なお、土質条件の不適合等により利用することが困難な場合は、監督員と協議すること。

記

- 1) 工事名：
- 2) 工事場所
- 3) 土 量： m³
土 質：
- 4) 搬入予定時期：
- 5) 発生側工事受注者：
- 6) 留意事項：

「副産物 1－2」

(建設発生土の搬入：工事間流用)

建設発生土に関する特記仕様書

本工事に伴い発生する土砂は、下記の工事へ流用するものとする。

「建設発生土搬入調書（副産物 2）」により、受入側工事の現場代理人等に確認を得ること。なお、「建設発生土搬入調書（副産物 2）」を 2 部作成し、発生側工事受注者と受入側工事受注者で各 1 部を所持するものとする。

なお、土質条件の不適合等により利用することが困難な場合は、監督員と協議すること。

記

- 1) 工事名：
- 2) 工事場所
- 3) 土 量： m³
土 質：
- 4) 受入予定時期：
- 5) 受入側工事受注者：
- 6) 試験項目：
- 7) 留意事項：

「副産物 1－3」

(建設発生土の搬入：特定事業場への搬入)

建設発生土に関する特記仕様書

本工事に伴い発生する土砂は、下記の特定事業場へ搬入するものとする。

土砂を特定事業場へ搬入する際は、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の申請の手引きに規定されている「検査試料採取調書（様式第2号）」、「土砂等採取場所証明書（様式第7号）」、「土砂等搬入届（様式第6号）」及び「土壌調査結果」の写しと、「土砂等を採取した地点の位置図」及び「土砂等の採取状況写真」を速やかに監督員に提出すること。

また、「建設発生土搬入調書（副産物2）」により、特定事業場の責任者等に確認を得ること。

なお、下記の特定事業場での受入が困難となった場合や他の特定事業場へ搬入する場合は、監督員と協議すること。

記

- 1) 特定事業場名称：
- 2) 特定事業場の所在地：
- 3) 土 量： m³
土 質：
- 4) 試験項目：
- 5) 留意事項：

「副産物 1－4」

(建設発生土の搬入：農地等の民地への搬入)

建設発生土に関する特記仕様書

本工事に伴い発生する土砂は、下記の場所へ搬入するものとする。

「建設発生土搬入調書（副産物 2）」を作成し、受入先の土地所有者に確認を得ること。

また、受入先へ搬入した土の占める面積が 3, 0 0 0 m² 以上となる場合は、事前に監督員に連絡すること。

なお、下記の場所での受入が不可となった場合は、監督員と協議すること。

記

- 1) 受入場所：
- 2) 土量： m³
土質：
- 3) 試験項目：
- 4) 留意事項：

「副産物2」

建設発生土搬入調書

工事名：_____

受注者名：_____

搬入先：_____

番号	月／日	運搬車両 ナンバープレート	所属会社名	積載量 (t)	搬入量 (m3)	備考

搬入量計 m3

年 月 日

上記の建設発生土について受入いたしました。

受入側責任者（住 所）_____

（氏 名）_____

※受入側責任者：公共工事間流用 受入側工事の現場代理人等
特定事業場 事業場責任者等
農地等民地 受入先の土地所有者

「副産物3」

農地等の民地へ搬入する場合の確認事項

建設発生土の受入地の適正性を判断するため、以下の項目について確認する。

- ① 受入先の場所、現況地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画等
- ② 関係図面（位置図・平面図・計画図・付属施設の構造図）
- ③ 運搬ルート図
- ④ 受入先の現況写真
- ⑤ 土地所有者等の承諾書
- ⑥ 関係法令の許可証の写し（許可手続きが必要な場合）
- ⑦ 盛土の安定（必要な場合）
- ⑧ 土砂の流出防止、排水対策（必要な場合のみ）
- ⑨ 採石場跡地に処分する場合
 - ・採石法及び砂利採取法の採取廃止手続きがなされているか。
 - ・認可期間中の採石場跡地に処分する場合は、発生土の受入が採石法及び砂利採取法の認可採取計画と合致しているか。
 - ・受入料金は無料であるか。
- ⑩ 受入先で発生土が占める面積
 - ・受入先で発生土が占める面積が、3,000㎡以上となるか。
- ⑪ 発生土の土壌溶出試験結果（必要な場合のみ）

(別表1)

愛媛県土砂条例に基づく土壌試験

1. 試験項目 試験項目は下記の表のとおり溶出試験28項目とする。
2. 試験方法 試験方法および器具は下記の表のとおり JIS および各環境庁告示によるものとし、試料採取箇所は発注者と協議の上、決定する。
3. 基準値 下表の指定基準のとおり。
4. 成果物 試験結果は、JIS および各環境庁告示に従って整理し提出するものとする。
5. 試験機関 環境計量証明事業者として愛媛県に登録されていること。

<溶出基準項目>

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき 0.01 mg以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき 0.01 mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき 0.05 mg以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1ℓにつき 0.01 mg以下	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき 0.0005 mg以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき 0.02 mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき 0.002 mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき 0.002 mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。)付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液1ℓにつき 0.004 mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.1 mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.04 mg以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1 mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	検液1ℓにつき 0.006 mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.03 mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロチレン	検液1ℓにつき 0.01 mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 0.002 mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき 0.006 mg以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき 0.003 mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき 0.02 mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき 0.01 mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき 0.01 mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき 0.8 mg以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第3文を除く。))に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき 1 mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4—ジオキサン	検液1ℓにつき 0.05 mg以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

(参考 1)

様式第 2 号 (第 7 条、第 12 条、第 16 条、様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 6 号、様式第 9 号関係) 検 査 資 料 採 取 調 書

検 査 試 料 採 取 調 書 年 月 日 愛媛県知事 様 採取者 住 所 所 属 職 氏 名 電話番号 ㊟	
採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等	
検 体 区 分	土 砂 等 ・ 浸 透 水
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(参考 2)

様式第7号（第12条、様式第6号関係） 土砂等採取場所証明書

土砂等採取場所証明書					
採取場所の所在地					
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名				
	発注者	住所 氏名 電話番号			
	工事施工期間				
証明に係る土砂等の量					
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号					
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号					
上記のとおりであることを証明します。 愛媛県知事 様 年 月 日 採取場所の責任者 住所 氏名 電話番号 ⑩					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 6 号（第 12 条関係）土砂等搬入届

土 砂 等 搬 入 届	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所	
届出者	氏名 ㊟
電話番号	
許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	
土砂等の搬入予定量等	
土 砂 等 の 搬 入 期 間	
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 1 土砂等採取場所証明書（様式第 7 号） 2 検査試料採取調書（様式第 2 号）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第 2 号）第15条各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。